



## 8. 新エネルギー導入促進事業補助金

地球温暖化の要因である温室効果ガス排出量の削減及び新エネルギーの導入を促進するため、新エネルギー活用システムを設置する経費に対して、補助金を交付します。工事着工前に申請してください。

対象者	①市内に住所を有する者若しくは市内に住所を有する目的で住宅を求めようとする者で、自ら居住する住宅（新築、既存）で使用するために当該システムを新たに設置する者（太陽光発電システム設置についてのみ市内に所在する事業所を有する個人事業主若しくは法人を含む） ②補助金の交付申請をした年度内に当該システムの設置を完了し、補助金交付請求ができる者。 ③設置後の2年間、当該システムの運転等に係る稼働状況を報告することができる者。 ④市税を滞納していない者
対象建物	①専用住宅及び住宅の床面積が2分の1以上ある店舗等併用住宅。 （太陽光発電システム設置についてのみ事業所の建築物を含む） ②設置する建築物の敷地及び建物等に建築基準法等の違反がないこと。 ③設置する住宅又は事業所が土砂災害特別警戒区域にないこと。
対象工事	①太陽光発電システム ②エネファームシステム ③定置型蓄電池 ④ペレットストーブシステム ⑤電気自動車等充給電設備(V2H) ※①～⑤の設置に係る費用（工事費含む）を対象経費とする。 尚、いずれについても設置するシステムは未使用であること。
補助金額	①太陽光発電システム 1kwあたり7万円 上限は28万円 ②エネファームシステム 費用の3分の1 上限は20万円 ③定置型蓄電池 費用の3分の1 上限は10万円 ④ペレットストーブシステム 費用の3分の1 上限は5万円 ⑤電気自動車等充給電設備（V2H） 費用の3分の1 上限は10万円 ※補助件数は、予算の範囲内となります。
受付期間	令和8年3月31日（火）まで（内容については要問合せ）

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線172) FAX:0258-62-7062